

# 189(いちはやく) ちいさな命に 待たなし

(令和元年度児童虐待防止推進月間標語)

## 児童虐待防止のための 早期発見・対応マニュアル



### こどもを虐待から守るための5か条



- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡 | (通告は国民の義務)       |
| ②「しつけのつもり」が虐待に・・・ | (こどもの立場で判断)      |
| ③ひとりで抱え込まない       | (あなたにできることから即実行) |
| ④親の立場よりこどもの立場     | (こどもの命が最優先)      |
| ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる | (特別なことではない)      |

本マニュアルは、子どもたちと接する機会の多い市民のみなさまに、児童虐待の未然防止や早期発見のためのご協力をお願いすることを目的として、子どもや保護者が発する虐待のSOSのサインや虐待に気付いたときの対応などをまとめています。

宍 粟 市

2012.3 発行  
2020.7 改訂

## はじめに . . .

「子どもへの虐待」が近年増加しています。  
子どもへの虐待は、児童の心身に傷を負うばかりでなく、親や大人への信頼する心を失うことにより自己存在の否定にまで繋がるなど、児童の人格形成に影響を及ぼします。  
児童虐待の防止のためには、早い段階で発見し、対応することが重要です。地域の中で、子どもの様子が「おかしいな」と感じたら迷わずご相談ください。妊娠期から頼れる窓口があります。  
子育てを地域の中で支えあう環境づくりを進めましょう。

## 目 次

### 1. 児童虐待とは？

～ 子ども虐待の種類 ～ ・ ～ しつけと虐待 ～

### 2. 発見・気づきのために

～ 周りの人が気づくきっかけ （気づきのためのチェックシート） ～

### 3. 相談・連絡（通告）する時は

～ 相談のQ&A ～

★流れに沿って、事実と伝聞・推測を整理しましょう

### 4. どこに相談・連絡（通告）したらいいの？

～ 相談・通告の流れ ～

### 5. 予防のために：産前産後の切れ目ない支援

～ 子育て世代包括支援センター（母子保健事業と子育て相談） ～

### 6. 早期対応のために：要支援家庭等の早期発見・早期支援

～ 要保護児童対策地域協議会 ～

### 7. 主な相談機関の役割と連絡先

【資料編】 ～関係機関用～

#### 1. 相談援助の流れ

- 1) 関係機関の役割
- 2) 関係機関との連携 ～ 関係機関連携のための8つのポイント ～
- 3) 虐待の重症度判断基準

#### 2. 子ども虐待に関する法律

- 1) 児童虐待防止法
- 2) 児童福祉法

#### 3. 要保護児童対策地域協議会

- 1) ネットワークとその役割
- 2) 宍粟市要保護児童対策地域協議会の構成
- 3) 対応フローチャート

#### 4. 相談・通告表（様式）

#### 5. 虐待に至るおそれのある要因

資料：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について  
第15次報告」（抜粋）

# 1. 児童虐待とは？

## 児童虐待とは：

親、または親に代わる養育者によって、子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を行うことをいいます。

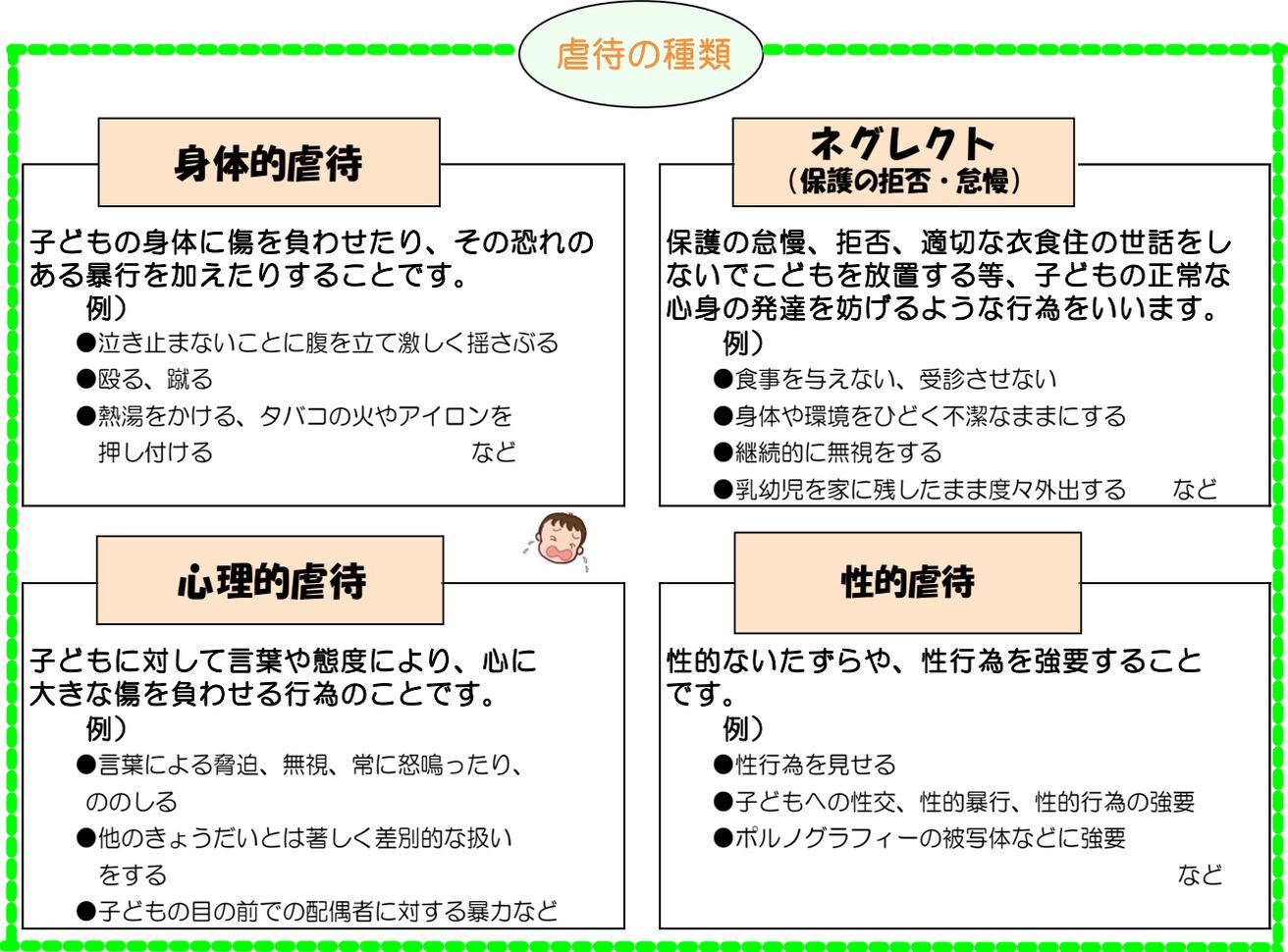
虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときには生命までも脅かすことがあります。

また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や、敵意、絶望感などその後の人格形成に大きな影響を与えることもあり、中には次世代に虐待的親子関係を引き継ぐ危険性すらある重大な社会問題です。

令和元年6月には、児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月に施行されました。

## 虐待の種類：

虐待は一般的に次の4つに分類されますが、これらの行為は重複していることがあります。



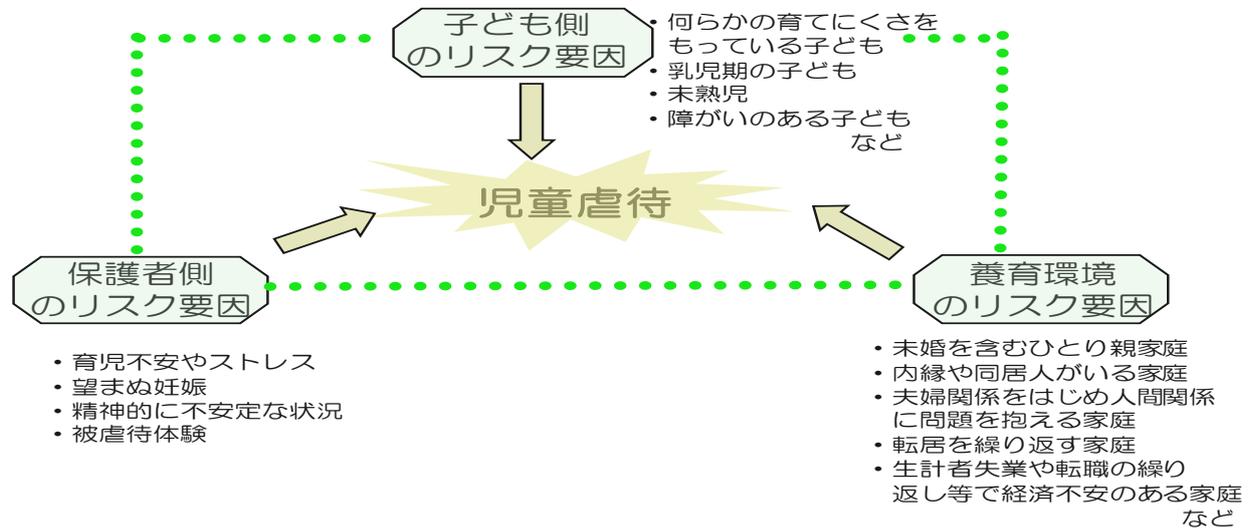
⇒ ~虐待と「しつけ」は異なります~  
親には、子どもの利益のために監護・教育をする権利・義務があります。しつけと称して、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。  
出典「体罰等によらない子育てのために」

## 2. 発見・気づきのために

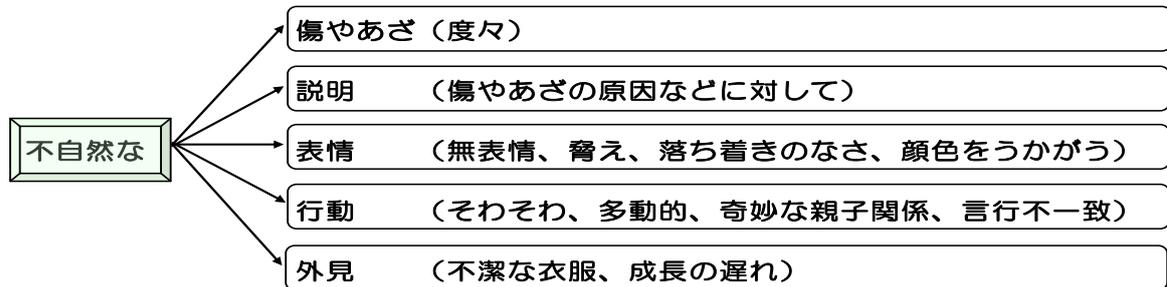
虐待が発生する家庭は、保護者の性格や経済問題、夫婦関係、近隣関係など多様な問題が複合的、連鎖的に作用し、なんらかの支援を必要としている家庭である可能性があります。

虐待は、育児不安や生活のイライラ、孤立感などから始まることが多いとされています。虐待の早期発見には、地域の方々の気づきが必要です。

### 虐待の発生要因：



### 虐待の発見のポイント： キーワード：「不自然さ」



### 気づきのためのチェックシート：

子どもの様子	保護者の様子
<input type="checkbox"/> いつも子どもの泣き叫ぶ声や物がぶつかるような音がある	<input type="checkbox"/> 地域や親族などと交流がなく、孤立している
<input type="checkbox"/> 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）などが見られる	<input type="checkbox"/> 小さい子どもを家に置いたまま、よく外出している
<input type="checkbox"/> 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長・低体重）	<input type="checkbox"/> 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
<input type="checkbox"/> 衣服や身体が極端に不潔である	<input type="checkbox"/> 子どもに対して拒否的な発言をする
<input type="checkbox"/> 食事に異常な執着を示す	<input type="checkbox"/> 気分の変動が激しい
<input type="checkbox"/> ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である	<input type="checkbox"/> 子どもがケガをしたり、病気になっても医師に診せようとしない
<input type="checkbox"/> 表情が乏しく活気がない（無表情）	<input type="checkbox"/> 子どものケガについて不自然な説明をする
<input type="checkbox"/> 態度がおどおどしていたり、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとしたりする	
<input type="checkbox"/> 誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い	
<input type="checkbox"/> 不自然な時間に出歩いている	
<input type="checkbox"/> 家に帰りがたらない	

### 3. 相談・連絡（通告）する時は



虐待の通告は、証明が必要なわけではありません。間違ってもかまいません。子どもの安全を守るため、気になること、気付いたことがあればためらわず相談・連絡をお願いします。

迅速・的確な対応のため、わかる範囲で事実と憶測を整理し、通告してください。

- ◆ 気づいたり、発見した日時
- ◆ 児童・保護者について  
(分かっている場合は、氏名、年齢、住所 など)
- ◆ 虐待の恐れがあったと思った状況  
(どのようなことをしているのか、  
誰がしているのか など)
- ◆ 相談・連絡（通告）者の情報  
(可能であれば、氏名、住所、連絡先 など)

#### 相談・連絡（通告）した人の秘密は守られます

相談・連絡（通告）を受けた機関では、誰が通告してきたのかなど、個人情報や秘密を守る義務があります。（可能であれば、お知らせください）  
また、相談・連絡（通告）の事実を相手先に知らせることはありません。

通告するほどではないと思えるときでも、相談連絡してください

#### 相談・連絡のQ&A

Q：相談は匿名でもいいのでしょうか。

A：匿名の通報が可能です。

また、誰が通告してきたかなど、相談を受けた機関では、個人のプライバシーは保護されます。

(児童虐待の防止等に関する法律第7条)

Q：虐待かどうか、判断できない。よその家庭のことを告げ口しているみたいで不安です。

A：通告内容が間違っても、刑事責任など問われることはありません。

「虐待かも?」と思ったり感じた場合は通告する義務があります。

虐待は、「家庭」という密室でおき、また、保護者は自分の行為が虐待であると気づいていない場合もあります。近隣の方々の「何か変だな?」など早い段階での気づきが支援への第1歩です。

(児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条)

Q：相談・通告の後はどう支援されるの?

A：相談・通告を受けた機関は、まず、子どもの安全を確認するための調査を行います。その際に通告者のプライバシーが漏れることはありません。

(児童福祉法第25条)

Q：医療機関・学校や園等で発見した場合は?

A：医療機関・学校や園等は、原則として個人情報保護法や守秘義務に違反することなく児童虐待に係る情報提供ができることが法律上明記されています。

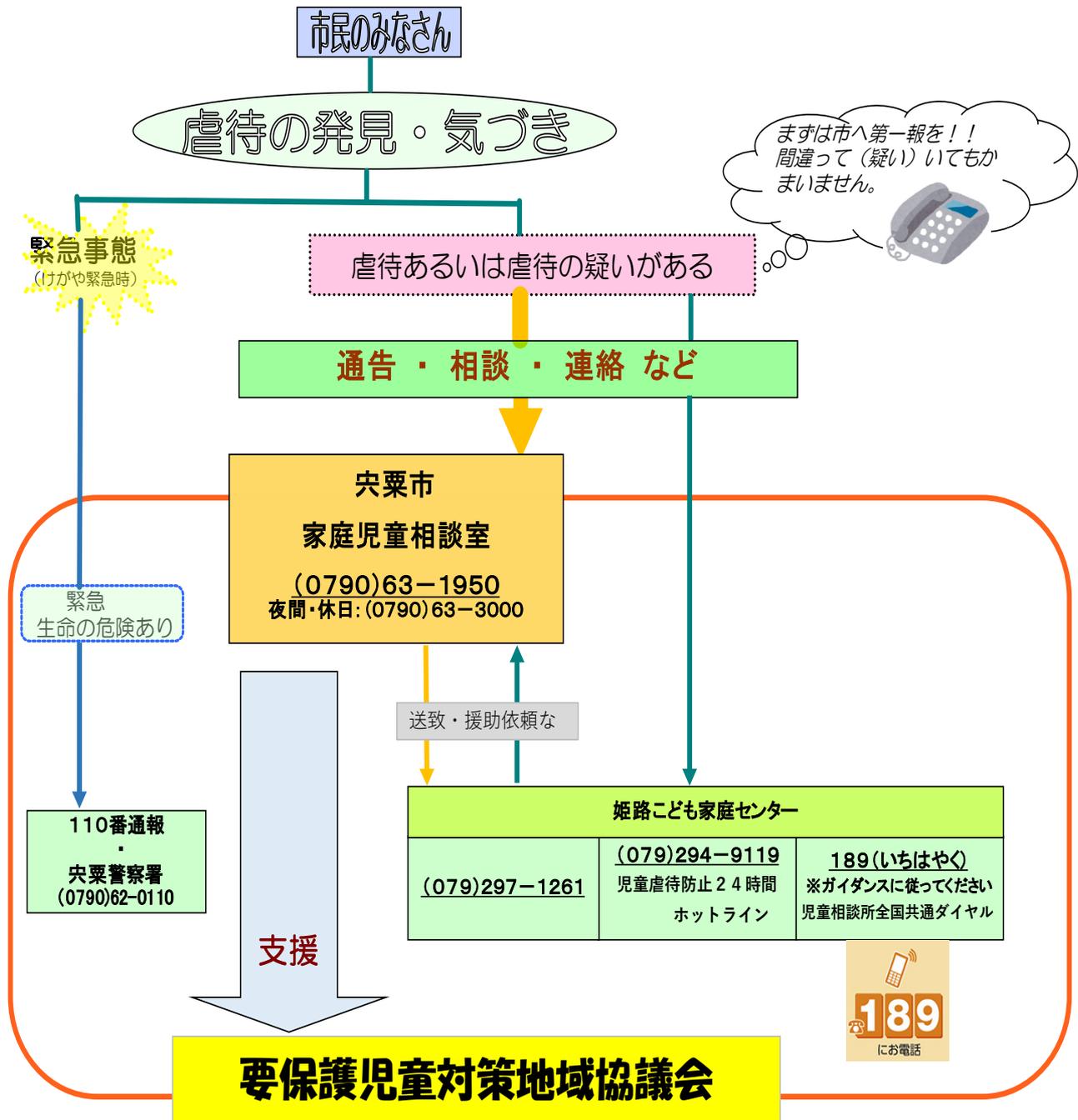
発見した機関は、子どもの安全を守ることを最優先に組織で対応することが重要です。

(厚生労働省通知：雇児発0603第1号)

# 4. どこに相談・連絡したらいいの？

虐待の疑いのあるときは、まず、**宍粟市家庭児童相談室**にご相談ください。  
直接お越しいただくほか、電話や文書による相談・連絡も可能です。

## 相談・連絡の流れ：



まずは市へ第一報を!!  
間違っても(疑い)いてもか  
まいません。

- 虐待を受けている子どもへの援助
- 保護者、家族への援助
- 関係機関の連携

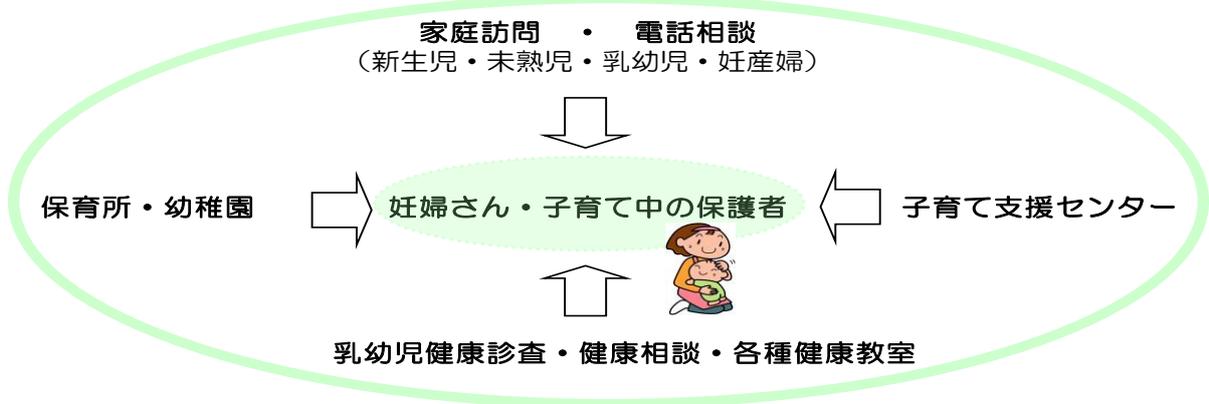
【市とこども家庭センターの役割と責務】 (児童福祉法第3条の3)

市：児童の身近な場所における継続的な支援  
こども家庭センター：市町に対する助言・援助  
一時保護、施設入所措置など専門的知識・技術を要する支援など

## 5. 予防のために：産前・産後の切れ目ない支援

### 子育て世代包括支援センター（母子保健事業と子育て相談）

宍粟市では、平成29年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。



『ほっとmamaルーム』  
妊娠期～産後4か月までの母と子ども専用の交流・相談日です。  
場所：各保健福祉センター

『子育て相談』  
子育て中の親子の交流・つどいの場を提供し、相談に応じたり、講座などを開催しています。  
場所：学遊館、各保健福祉センター（子育て支援センター）

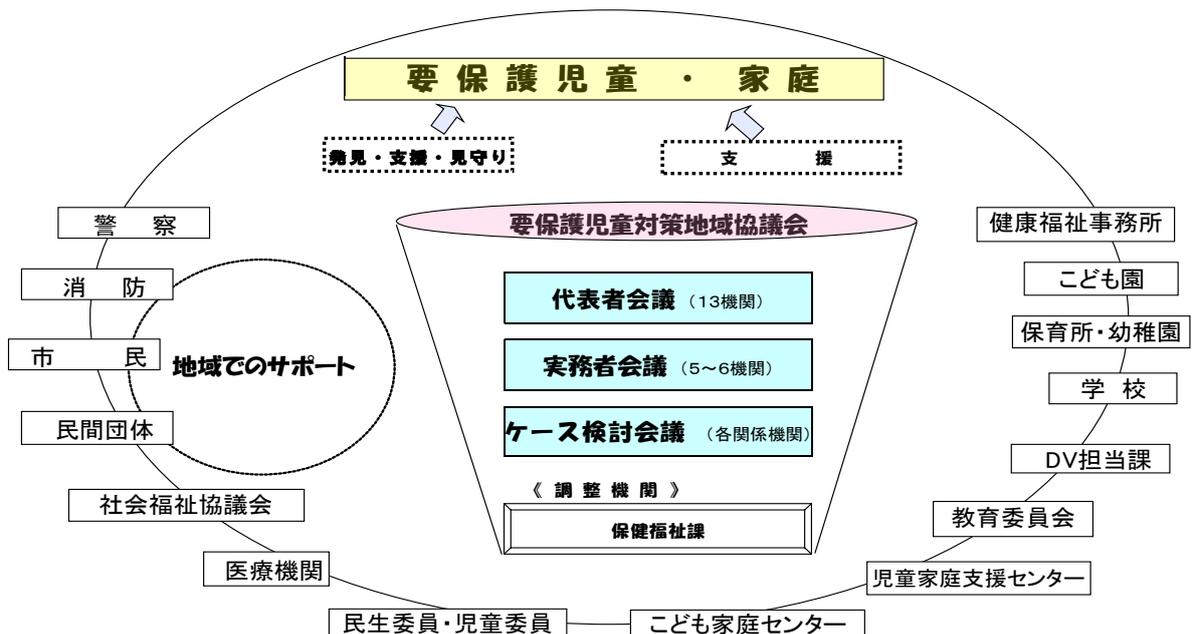
『産後ケア』  
出産後に心身の不調や育児不安のある場合、医療機関で心身のケアや育児サポートが受けられます。  
相談：各保健福祉センター

## 6. 早期対応のために：要支援家庭等の早期発見・早期支援

### 要保護児童対策地域協議会

（宍粟市：平成17年10月設置）

児童福祉法に基づき、虐待の予防・早期発見、子どもの問題行動やその他支援が必要な子どもや、家族に対する支援などで関係機関が連携することを目的としています。



# 7. 主な相談機関の役割と連絡先

## 相談機関一覧

お問い合わせ先	相談できる内容	受付時間
<b>保健福祉課</b> 0790-62-1000 (市役所北庁舎3階) <b>一宮保健福祉課</b> 0790-72-2100 <b>メイプル福祉センター</b> 0790-75-8800 <b>保健福祉センター・エーガイヤちくさ</b> 0790-76-8600	<input type="checkbox"/> 子どもの発育や健康問題に関すること	月～金(祝日除く) 8:30～17:15
<b>子育て支援センター</b> <b>山崎</b> : 学遊館内 0790-64-7716 <b>一宮</b> : 一宮保健福祉センター内 0790-72-2100 <b>波賀</b> : メイプル福祉センター内 0790-75-8800 <b>千種</b> : 保健福祉センター・エーガイヤちくさ内 0790-76-8600	<input type="checkbox"/> 子育てに関すること	山崎: 火～日(祝日除く) 9:00～16:00 山崎以外: 月～金(祝日除く) 9:00～16:00
<b>宍粟市青少年育成センター</b> 0790-62-8577 (市役所本庁舎4階教育委員会内)	<input type="checkbox"/> 青少年の育成に関すること <input type="checkbox"/> 青少年の育成環境浄化に関すること <input type="checkbox"/> いじめや不登校、体罰に関すること	月～金(祝日除く) 8:30～17:15
<b>姫路子ども家庭センター</b> 079-297-1261 所在地: 姫路市新在家本町1丁目1番58号	<input type="checkbox"/> 児童虐待に関すること <input type="checkbox"/> 子どもの発育に関すること	月～金(祝日除く) 9:00～17:00
<b>児童家庭支援センター</b> 0791-58-1145 <b>すずらん</b> 所在地: たつの市新宮町光都1丁目6-1	<input type="checkbox"/> 子育てに関すること <input type="checkbox"/> 子どもの発育に関すること	子育て相談ホットライン 24時間受付
<b>母子父子自立支援相談</b> (市役所北庁舎4階社会福祉課内) <b>【電話】 0790-63-3220 相談専用</b>	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭に関すること ・ 仕事に就きたい、資格が取りたい等 ・ 経済的な不安(進学、養育費、借金等) <input type="checkbox"/> DVに関すること	月～金(祝日除く) 8:30～17:15
<b>兵庫県女性家庭センター</b> 078-732-7700	<input type="checkbox"/> パートナーからの暴力(DV)に関すること	毎日 9:00～21:00
<b>DV相談ナビ(自動音声案内)</b> 0570-0-52210	<input type="checkbox"/> 自動音声により、最寄の相談窓口を案内。希望により、最寄の相談窓口へ転送されます。	音声案内: 24時間 転送での相談: 相談窓口開設時間
<b>宍粟警察署</b> 0790-62-0110 <b>緊急通報: 110番</b>	<input type="checkbox"/> 児童虐待・パートナーからの暴力(DV)に関すること ※ 内容次第で保護	24時間

### 児童虐待防止のための早期発見・対応マニュアル

(児童虐待防止マニュアル) 市民用

平成24年3月31日 第1刷発行

令和2年7月9日 第3刷発行

発行 宍粟市健康福祉部保健福祉課

(宍粟市家庭児童相談室)

〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

(宍粟市役所北庁舎)

TEL (0790) 62-1000

相談室直通 (0790) 63-1950

E-mail: [kenkozoshin-ka@city.shiso.lg.jp](mailto:kenkozoshin-ka@city.shiso.lg.jp)

E-mail: [kateisodan@city.shiso.lg.jp](mailto:kateisodan@city.shiso.lg.jp)

# 【資料編】 ～関係機関用～

## 1. 相談援助の流れ

### 1) 各機関における児童虐待に関する役割

機 関 名	役 割
こども家庭センター (児童相談所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第25条・児童虐待防止法第8条等の要保護児童通告受理及び相談援助</li> <li>・一時保護や児童福祉施設入所、里親委託の措置、児童自立生活援助事業（家庭から分離保護して指導）</li> <li>・家庭訪問やカウンセリングによる子どもや親に対する継続的援助</li> <li>・家庭裁判所への里親等委託や施設入所承認、親権停止、喪失宣告、未成年後見人の申し立て等</li> <li>・保護者に対する指導、親子の再統合への促進</li> <li>・研修等の実施、広報その他啓発活動</li> <li>・虐待を受けた子ども等に対する支援</li> <li>・養子縁組に関する相談、援助</li> </ul>
要保護児童対策 地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童等（里親委託児童を含む）に関する情報の交換や支援内容の協議</li> <li>・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催</li> <li>・児童福祉施設等から一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組み</li> </ul>
市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告の第一義的機関、相談援助活動</li> <li>・児童の安全確認</li> <li>・専門的な対応が必要と判断されるケースのこども家庭センターへの送致</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>・保育の実施・子育て支援事業・乳幼児健康診査</li> <li>・在宅要保護児童の見守り、フォローアップ</li> </ul>
児童福祉施設・ 里親	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待を受けた児童を一定期間家庭分離し、安定した環境の中で生活させる</li> <li>・児童の心の傷を癒し、成長を促す</li> <li>・こども家庭センターと合同で事例検討会を開催するなど、協働して子どもの自立を支援する</li> <li>・退所した者に対する相談その他の援助</li> </ul>
福祉事務所 (家庭児童相談室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第25条の要保護児童受理機関</li> <li>・虐待ケースの早期発見と必要に応じてこども家庭センターへの送致</li> <li>・家族構成（住民票・戸籍）、生活保護適用の有無、子どもの所属集団（保育所、学校等）等の基本事項の調査</li> <li>・地域関係機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等の調整</li> <li>・生活保護の支給、保育所や母子生活支援施設への入所措置、女性相談センターへの母子の緊急保護、家族へのカウンセリングなどの援助</li> </ul>
児童家庭支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したきめ細かな相談支援・こども家庭センター所長の委託に基づく指導</li> <li>・訪問等の方法による要保護児童および家庭の状況把握</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・要保護児童および家庭に係る援助計画の作成</li> <li>・里親支援機関としての里親レスパイト等里親支援</li> </ul>

<p>民生委員・児童委員 (主任児童委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの生活やその環境の状態を把握し、必要な援助や指導を行う。</li> <li>・虐待の早期発見、情報提供</li> <li>・住民からの虐待通告があった時、こども家庭センターなど専門機関への速やかな通告</li> <li>・こども家庭センターなど専門機関の介入への協力</li> <li>・地域における継続的な見守りと支援</li> </ul>
<p>学校、保育所、 幼稚園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に子どもと接する中での虐待の早期発見</li> <li>・地域関係機関ネットワークとの連携</li> <li>・子どもの精神的な健康の保障</li> <li>・家族に対する助言、指導</li> <li>・子ども及び保護者に対する児童虐待防止のための教育又は啓発</li> </ul>
<p>医療機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療、診断や学校等での健診の中で、虐待の早期発見と状況把握</li> <li>・生命の危険や重度虐待の場合や、在宅では安全が確保されない場合の入院による保護</li> <li>・傷害罪や暴行罪にあたる外傷を発見した場合の警察への通報</li> <li>・医師による虐待（可能性を含む）の診断書や意見書の作成</li> <li>・精神的疾患を抱えている保護者への精神科治療</li> <li>・子どもへの情緒面のケア</li> </ul>
<p>保健所、 市町保健センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患を有するケースの精神保健相談や未熟児等のハイリスク子どもを抱える家庭への早期からの援助</li> <li>・健診や育児相談、訪問等での虐待の早期発見</li> <li>・家庭訪問による子どもの安全確認や親子の支援</li> <li>・母親教室や育児サークルなどの運営</li> <li>・医療、福祉など必要な機関との調整</li> <li>・社会資源などサービスの提供</li> </ul>
<p>警察・検察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童の発見及び必要に応じた保護とこども家庭センターへの通告</li> <li>・子どもの安全確認、一時保護、立入調査などの際に、こども家庭センター等への援助</li> <li>・傷害罪や暴行罪などの犯罪や児童福祉法、青少年愛護条例などの法令に違反すると考えられる事例について事件としての調査</li> </ul>
<p>弁護士</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法28条、親権停止、親権喪失、未成年後見人申立等への協力</li> <li>・その他法的問題への援助</li> </ul>
<p>家庭裁判所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法28条申立について、事前連携と必要資料の追完等の連絡</li> <li>・里親委託または児童福祉施設等への入所の承認</li> <li>・親権停止（2年以内）や喪失宣告と失権宣告の取り消し</li> <li>・審判前の保全処分</li> <li>・親権者変更、子の監護者の指定・監護についての必要な事項（面接交渉等）の指定、監護者の変更・監護についての相当な処分（子の引渡し等）等、事件の申立への対応</li> </ul>
<p>女性家庭センター 母子生活支援施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子で保護したケースで子どもへの虐待を発見した場合の通告</li> <li>・必要に応じた母子の一時保護と婦人保護施設等への入所措置</li> <li>・自立のための援助（DVケースに関する情報共有等）</li> </ul>

参考：兵庫県児童虐待対応マニュアル（関係機関用）

2) 関係機関との連携 ～関係機関連携のための10のポイント～

**児童虐待ケースへの連携支援のための10か条**

- 1 各メンバーが関係機関の業務を正しく理解していること
- 2 会議（ケースカンファレンス）の目的を明確に認識・理解していること
- 3 検討ケースについての情報と処遇方針の共有と確認をすること
- 4 コーディネートする中心機関を定めること
- 5 協力機関、連携支援機関の役割分担を明確にすること
- 6 協力機関、連携支援機関は中心機関に支援状況を報告すること
- 7 定期的なケース検討会を開催し、進行管理状況について共通理解を図ること
- 8 個人情報の保護に努めること
- 9 相互の機関をサポートし合い、積極的な交流を図ること
- 10 状況の変化や転居等、家族状況に変動が生じた場合には、適宜情報提供・共有を行うこと

出典：兵庫県児童虐待対応マニュアル（関係機関用）

### 3) 虐待の重症度判断基準

虐待を発見したときは、次の表を参考に「重症度」・「緊急度」の判断をしてください。

児童虐待の重症度判定基準	
<b>生命の危険あり</b>	緊急介入を要する状態
<p>(1) 身体的暴行によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部外傷をおこす可能性がある暴力 例：激しく揺さぶる、乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに落とすなど</li> <li>・腹部の外傷をおこす可能性がある暴力 例：腹部を蹴る、踏みつける、殴るなど</li> <li>・窒息する可能性がある暴力 例：首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団でぐるぐる巻きにするなど</li> <li>・親が「殺したい」「自分がカーッと何をするか怖い」など、自己制御がきかないことを訴え、子どもは乳幼児である。</li> <li>・親子心中、子どもの殺害を考えている。</li> <li>・過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの。</li> </ul> <p>(2) ケアの不足のために死亡する可能性がある（ネグレクト）。死亡原因としては、肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児に脱水症、栄養不足のための衰弱がおきている。</li> <li>・乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに、医療の受診なく放置されており、生命の危険がある（障害乳幼児の受容拒否に注意する）。</li> </ul>	
<p>【対応策】 <u>子どもの生命の危険が「ありうる」、「危惧する」もの</u>            ただちに、家庭児童相談室やこども家庭センターへ通告・通報してください。緊急介入の場合、警察に通報してください。また、医療機関への入院も生命の危険回避に必要になります。</p>	

<b>重度虐待</b>	今すぐに生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があり、緊急介入の必要性の高いもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療を必要とするほどの外傷があるか、近い過去にあったもの。 例：乳児や歩けない幼児で打撲症がある。 骨折・裂傷。目の外傷がある。 熱湯や熱源による広範囲の火傷。</li> <li>・成長障害や発達遅滞が顕著である。</li> <li>・生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない。</li> <li>・明らかな性行為がある。</li> <li>・家から出してもらえない（登校させない）、一室に閉じ込められている。</li> <li>・子どもへのサディスティックな行為（親（保護者）は楽しんでいる）。</li> <li>・乳幼児で子どもへの暴力・傷の原因等が不明なもの（受傷機転、暴力等が分からない等）</li> </ul>	
<p>【対応策】 <u>緊急に詳しく状況を把握し対応が必要と思われるもの</u>            家庭児童相談室やこども家庭センターへ相談・通告してください。家庭の指導や、子どもの保護のために、介入（訪問指導、家族からの一時分離：一時保護・入院等）が必要となります。</p>	

## 児童虐待の重症度判定基準

<b>中度虐待</b>	今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの
<p>(1) 今までに慢性にあざや傷痕（タバコ等）ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアをうけていないために、人格形成に問題が残りそうであるもの。</p> <p>(2) 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過での改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧されるもの。</p> <p>例：養母が子どもをひどく嫌っている。 虐待や養育拒否で施設入所した子どもへの再発。 多問題家族などで家庭の秩序がない。 経済状態が食事にも困るような生活の中でのもの。 夫婦関係が険悪で子どもに反映している。 犯罪歴家族、被虐待歴のある親（保護者）。</p> <p>(3) 慢性の精神疾患があり（統合失調症、うつ病、精神遅滞、社会病理、覚せい剤）、児のケアができない。</p> <p>(4) 乳幼児を長時間大人の監督なく家に置いている。</p>	
<p>【対応策】 <u>詳しく状況を把握し対応が必要と思われるもの</u> 家庭児童相談室や児童相談所へ相談・通告してください。「ケース検討会」を開催します。 誰かの介入などがないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要です。</p>	

<b>軽度の虐待</b>	実際に子どもへの暴力があり、親（保護者）や周囲の者が虐待と感じているが一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの
<p>(1) 外傷が残るほどではない暴力 例：乳児を叩く、カーッとなって自己制御なく叩くと自己報告する。</p> <p>(2) 子どもに健康問題をおこすほどではないが、養育を時に放置している。 例：子どもの世話が嫌いで時々ミルクを与えない。</p>	
<p>【対応策】 <u>緊急を要しないが、何らかの支援が必要と思われるもの</u> 家庭児童相談室や児童相談所へ相談・通告してください。育児相談等でフォローしたり、保護者への助言など支援が必要です。</p>	

<b>虐待の危惧あり</b>	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある。
<p><b>重症度判定基準補足</b> 子どもの状況、母親及び父親等養育者の社会心理的状況、地域社会など環境要因を加味し、他の要素と関連させて重症度のランクを一ランク上げたり、下げたりする。</p>	

参考：兵庫県児童虐待対応マニュアル（関係機関用）

## 2. 子ども虐待に関する法律（抜粋）

### 1) 児童虐待防止法

児童虐待防止法
<p>第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>第2項、第3項省略</p> <p>第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<a href="#">第25条</a>の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。</p> <p>3 <a href="#">刑法</a>（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。</p> <p>第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。</p>

児童虐待防止法
<p>第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。</p> <p>第10条 児童相談所長は、児童虐待通告等にかかる児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</p>

児童虐待防止法（令和元年改正法による改正）
<p>第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。</p>

### 2) 児童福祉法

児童福祉法
<p>第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。</p>

#### 通告義務と守秘義務について

医療従事者や公務員が、正当な理由がなく職務上知り得た情報を漏らした場合、通常守秘義務違反に該当し、刑事処罰の対象になります。

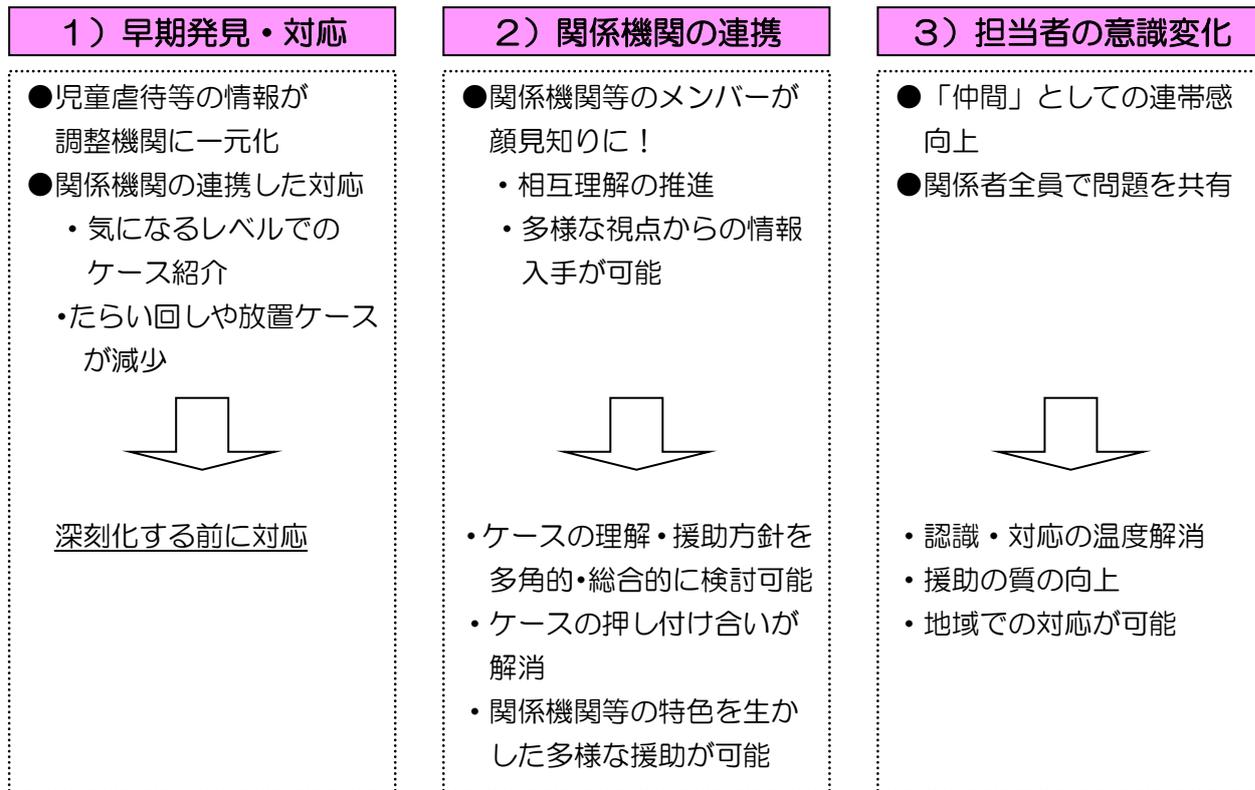
しかし、児童虐待通告は、児童福祉法第25条や児童虐待防止法第6条で、通告義務を果たさなければならないことや守秘義務違反に当たらないことが明記されているため刑事処罰の対象にはなりません。

出典・参考：兵庫県児童虐待対応マニュアル（関係機関用）

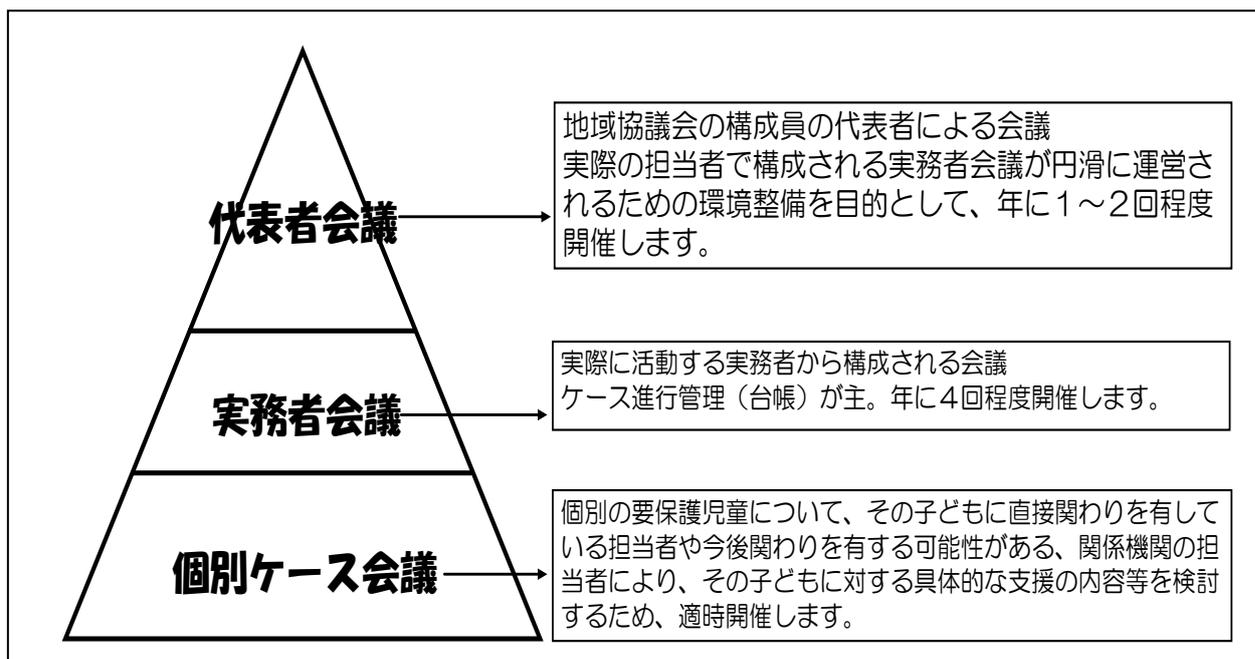
### 3. 要保護児童対策地域協議会

#### 1) ネットワークとその役割

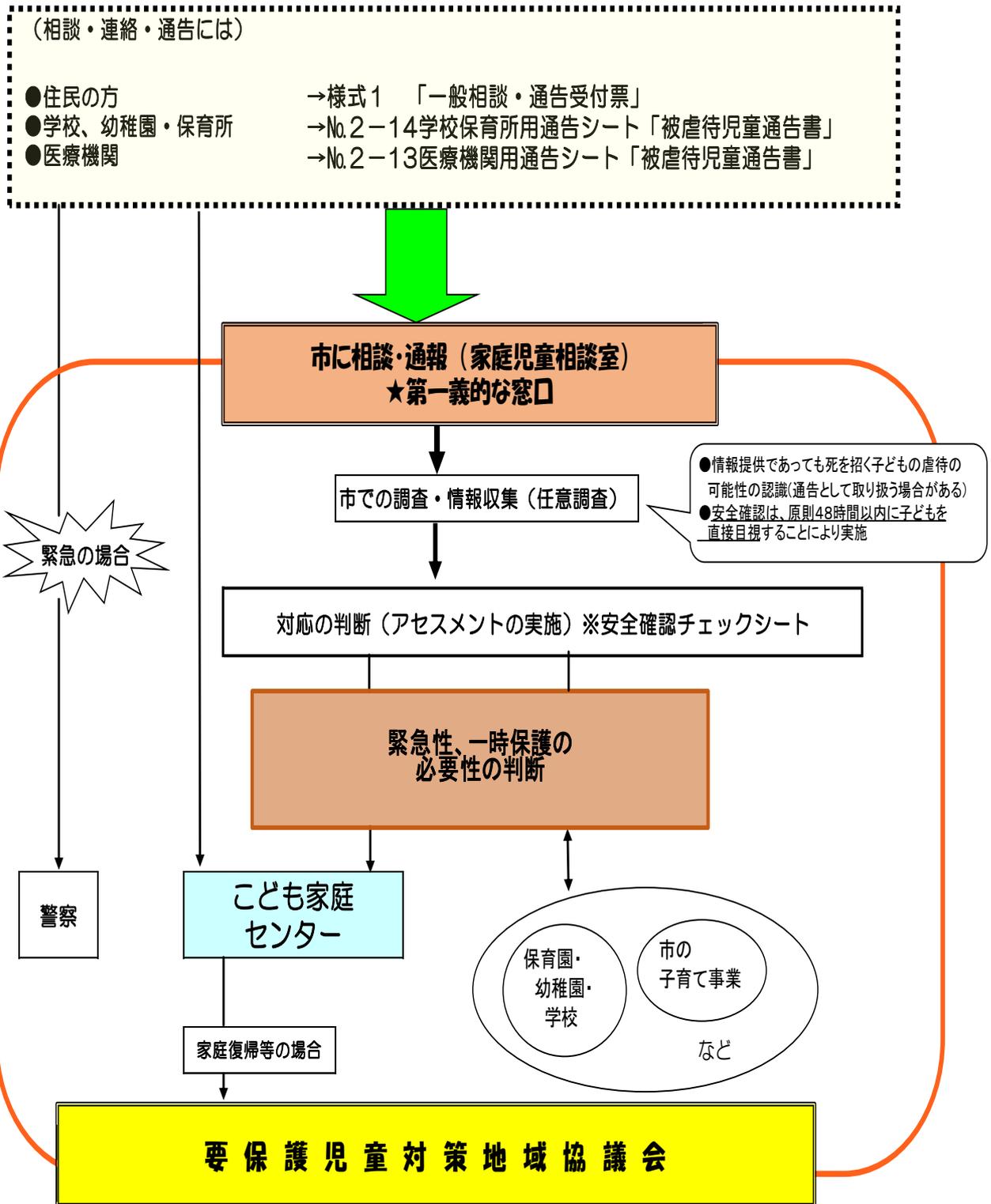
参考：厚生労働省 「要対協スタートアップマニュアル」 抜粋



#### 2. 宍粟市要保護児童対策地域協議会の構成



### 3. 対応フローチャート



#### 【市とこども家庭センターの役割と責務】 (児童福祉法第3条の3)

市：児童の身近な場所における継続的な支援

こども家庭センター：市町に対する助言・援助

一時保護、施設入所措置など専門的知識・技術を要する支援など

4. ①相談・通告受付表（様式1）：住民の方・関係機関→宍粟市

様式1

		聴取者・作成者				
受理年月日		令和 年 月 日				
子ども	ふりがな 氏名					性別 ( )
	生年月日					
	住所	TEL				
	就学状況	就学先 担任 状況	学年			・出席良好 ・欠席がち ・不登校状態
保護者	ふりがな 氏名					
	職業					
	生年月日					
	続柄					
	住所	TEL				
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰から</li> <li>・いつから</li> <li>・頻度は</li> <li>・どんなふうに</li> </ul>					
虐待の種類	主◎・従○	身体的	性的	ネグレクト	心理的	
子どもの状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の居場所：</li> <li>・保育所等通園の状況：</li> </ul>					
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内の協力者 ( )</li> <li>・家族以外の協力者 ( )</li> <li>・きょうだいの有無 有 無</li> <li>・同居家族 ( )</li> <li>・DV被害等 ( )</li> </ul>					
情報源と 保護者の了解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通告者は 実際目撃している ( )</li> <li>・通告者は 関係者 ( ) から聞いた</li> <li>・保護者は この通告を ( 承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない )</li> </ul>					
通告者	氏名					
	住所			電話		
	関係	家族 ・ 近隣 ・ 学校 ・ 保育所 ・ 病院 ・ 保健所 ・ 児童委員 ・ 警察				
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談				
調査協力	調査協力 ( 諾 ・ 否 )		当所からの連絡 ( 諾 ・ 否 )			
通告者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関で実態把握する</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>					
決裁	部長	次長	課長	副課長	係長	係員
決裁日	令和 年 月 日					

受理会議：令和 年 月 日

令和2年7月 宍粟市 第2版

4. ②被虐待児童通告シート (No.2-14)

被虐待児童通告シート (様式)

(No. 2-14)

平成 年 月 日

## 被虐待児童通告書

様

機関名

電話番号

担当者名

印

児童氏名		性別	男・女	年齢	歳	か月
住 所						
保護者氏名		続柄				
通告の理由				通告について養育者は (○をつけてください) ・了解している ・了解していない ・知らせていない ※ 但し通告については、養育者に 了解がなくても守秘義務違反には 該当しない。		
児童の生育歴・現在の状況等						
家庭状況等						

<b>通 告 先</b>	● 宍粟市家庭児童相談室：〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 相談室直通 (0790) 63-1950 ● 宍粟市役所 (夜間・休日) : (0790) 63-3000 ● 姫路こども家庭センター : (079) 297-1261
--------------	---

### 子どものチェックリスト

\* 該当する項目、疑わしい項目の□の中に印(☑)をつけてください。

#### 1 被虐待児に対するチェック

<b>(1) 全身</b> <input type="checkbox"/> 低身長(標準に比べて極めて低い) <input type="checkbox"/> 低体重(標準に比べて極めて軽い) <input type="checkbox"/> 栄養不良 <input type="checkbox"/> 事故(骨折・外傷・脱臼等)を繰り返す <input type="checkbox"/> 不衛生(垢まみれ・酷いおむつかぶれ・異臭がする)		<b>(2) 皮膚</b> <input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷 <input type="checkbox"/> 多数の小さな出血 <input type="checkbox"/> 不審な傷痕(ベルト・紐・絞首・歯型・爪痕・櫛・つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ)その他( ) <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷(タバコ、アイロン、熱湯)		
<b>(3) 心理面</b> <input type="checkbox"/> 極端な怯え <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 養育者を怖がる <input type="checkbox"/> 大人の顔色を見る <input type="checkbox"/> 凍りつく凝視 <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> チックがある		<input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛 <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛(頭痛、腹痛など) <input type="checkbox"/> 自殺企図(リストカット等) <input type="checkbox"/> 養育者との分離不安がない <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない	<input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 言動が乱暴 <input type="checkbox"/> 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う <input type="checkbox"/> 年齢不相応な性的興味や言動がある <input type="checkbox"/> 誰にでも甘える	<b>(4) その他</b> <input type="checkbox"/> 服装が不潔 <input type="checkbox"/> 異常に食べる <input type="checkbox"/> 入浴していない

#### 2 養育者に対するチェック

<b>(1) 子どもへの接し方</b> <input type="checkbox"/> 殴る・蹴る <input type="checkbox"/> 投げ落とす <input type="checkbox"/> 熱湯をかける <input type="checkbox"/> 冬戸外へ締め出す <input type="checkbox"/> ふとん蒸しにする <input type="checkbox"/> 濡れさせる <input type="checkbox"/> 逆さ吊りにする <input type="checkbox"/> 異物を飲ませる <input type="checkbox"/> 食事を与えない <input type="checkbox"/> 縄などで縛り付ける <input type="checkbox"/> 過重な家事をさせる <input type="checkbox"/> 家に閉じ込める		<input type="checkbox"/> 性器や性交を見せる <input type="checkbox"/> 性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など <input type="checkbox"/> ポルノグラフィーの被写体などに、子どもを強要する <input type="checkbox"/> 全く衣服を着せない  <input type="checkbox"/> 無視や拒否的態度を示す <input type="checkbox"/> 心を傷つける罵声を繰り返す <input type="checkbox"/> 子どもの自尊心を傷つける言動 <input type="checkbox"/> 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする	<input type="checkbox"/> 子どもの意思に反して学校に生かせない <input type="checkbox"/> 季節に合った服装をさせない <input type="checkbox"/> 適切な食事を与えない <input type="checkbox"/> 重い病気に罹っても病院へ連れて行かない <input type="checkbox"/> 乳幼児を家に残したまま度々外出する <input type="checkbox"/> 乳幼児を車の中に放置する <input type="checkbox"/> 泣いてもあやさない <input type="checkbox"/> 下着など長期間不潔なままにする <input type="checkbox"/> 極端に不潔な環境で生活させる
<b>(2) 養育者の様子</b> <input type="checkbox"/> 子どものけがなどについての説明が不自然 <input type="checkbox"/> 虐待を認めない <input type="checkbox"/> 体罰を正当化する			

#### 3 その他気がついたこと

--

4. ③医療機関用通告シート (No.2-13)

医療機関用通告シート

(No.2-13)

平成 年 月 日

# 被虐待児通告書

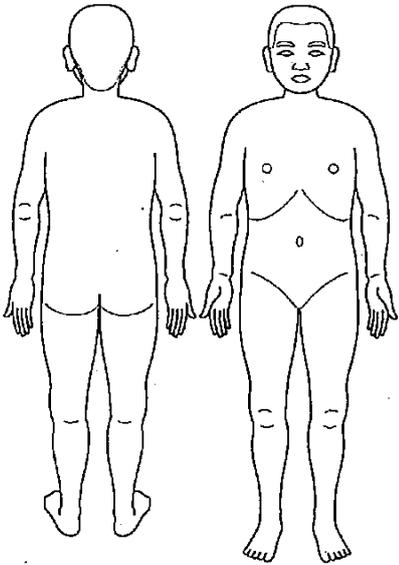
様

医療機関名

電話番号

担当医師名

印

児童氏名		男・女	H・S 年 月 日 ( 歳 か月)
住 所	〒		
保護者氏名		続柄	
通告の理由	通告について養育者は (○をつけてください) ・了解している ・了解していない ・知らせていない ※ 但し通告については養育者の 了解がなくても守秘義務違 反には該当しない。		
所見の概要 (児童の症状・身体状況等) <div style="text-align: center;">  </div>			

<b>通告先</b>	● 宍粟市家庭児童相談室：〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 相談室直通 (0790) 63-1950 ● 宍粟市役所 (夜間・休日) : (0790) 63-3000 ● 姫路こども家庭センター : (079) 297-1261
------------	---

### 虐待症例チェックリスト

虐待が疑われる症例については、以下のチェックで確認してください。  
虐待症例については、この通告書でこども家庭センターへ通告してください。

\*該当する項目、疑わしい項目の□の中に(☑)をつけてください。

#### 1 被虐待児に対するチェック

<p>(1) 全身</p> <input type="checkbox"/> 低身長 (-2SD 以下) <input type="checkbox"/> 低体重 (-2SD 以下) <input type="checkbox"/> 内臓出血 <input type="checkbox"/> 痙攣 <input type="checkbox"/> 意識障害 <input type="checkbox"/> 栄養障害 <input type="checkbox"/> 原因不明の脱水症状 <input type="checkbox"/> 繰り返す事故の既往症 <input type="checkbox"/> 不衛生 (垢まみれ・酷いおむつかぶれ)	<p>(3) 耳</p> <input type="checkbox"/> 鼓膜裂傷 <input type="checkbox"/> 耳介の腫脹 (耳たぶを頻繁に引っ張られて生じる)	<p>(8) 骨</p> <input type="checkbox"/> 新旧混在する骨折 <input type="checkbox"/> 多発性骨折 <input type="checkbox"/> 乳児の長管骨折 <input type="checkbox"/> 肋骨骨折 (胸部圧迫、シェイキング等) <input type="checkbox"/> 捻転骨折 (胸部圧迫) <input type="checkbox"/> 中毒 (薬剤、化学物質等による)
<p>(2) 皮膚</p> <input type="checkbox"/> 多数の打撲や傷 <input type="checkbox"/> 多数の小さな傷 <input type="checkbox"/> 不審な傷 (ベルト、紐、絞首、歯形、つねり痕、爪痕、櫛、ハンガー、その他 (      )) <input type="checkbox"/> 不自然な火傷、熱傷 (タバコ、アイロン、熱湯)	<p>(4) 鼻</p> <input type="checkbox"/> 鼻骨骨折	<p>(9) 胸腹部</p> <input type="checkbox"/> 内臓損傷、内臓破裂 (腎臓、肝臓、脾臓) <input type="checkbox"/> 溺水、窒息 <input type="checkbox"/> 消化性潰瘍
<p>(11) 心理面</p> <input type="checkbox"/> 極端なおびえ <input type="checkbox"/> 情緒不安定 <input type="checkbox"/> 大人の顔色をうかがう <input type="checkbox"/> 無表情 <input type="checkbox"/> 無感動 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 言葉の遅れ <input type="checkbox"/> 円形脱毛症 <input type="checkbox"/> チック <input type="checkbox"/> 夜尿 <input type="checkbox"/> 遺尿 <input type="checkbox"/> 遺糞 <input type="checkbox"/> 反復性疼痛 (頭痛、腹痛など) <input type="checkbox"/> 胃潰瘍などの心身症 <input type="checkbox"/> 触れられることを異常に嫌がる <input type="checkbox"/> 動きがぎこちない <input type="checkbox"/> 自分からの発声や発語が少ない <input type="checkbox"/> 養育者がいる時といない時で動きや表情が極端に違う	<p>(6) 口腔</p> <input type="checkbox"/> 口周囲の打撲、裂傷 <input type="checkbox"/> 口唇小帯、舌小帯	<p>(10) 泌尿器生殖器</p> <input type="checkbox"/> 性器、肛門周囲の外傷 (男児にもあるので注意) <input type="checkbox"/> 若年者の妊娠、中絶、出産 (性的暴力の存在に考慮) <input type="checkbox"/> 反復性尿路感染症
<p>(7) 頭</p> <input type="checkbox"/> 頭蓋内出血 (硬膜下、くも膜下) <input type="checkbox"/> 頭蓋骨骨折 <input type="checkbox"/> 脳挫傷	<p>(12) その他</p> <input type="checkbox"/> 予防接種がほとんど接種されていない <input type="checkbox"/> 母子手帳がほとんど記載されていない <input type="checkbox"/> 母子手帳を紛失している	

#### 2 養育者に対するチェック

<input type="checkbox"/> 体罰を正当化する <input type="checkbox"/> 子どもの扱いがぎこちない <input type="checkbox"/> 発症から受診までの時間が長い <input type="checkbox"/> 説明が不自然 (つじつまが合わない、あやふや、内容がよく変わる、受傷の原因を他者の責任にする) <input type="checkbox"/> 外傷の程度、予後、治療方法等に無関心である <input type="checkbox"/> 説明に対して納得をせず、転院を繰り返す <input type="checkbox"/> 挑発的態度、被害的態度、衝動的行動が多い	<input type="checkbox"/> 明確な異常がないのに、種々の訴えを繰り返し、頻回に受診する。 <input type="checkbox"/> 人の接し方が下手で、度々トラブルを起こす <input type="checkbox"/> 外来を中断する。 <input type="checkbox"/> 重症であるにもかかわらず、入院を拒否する <input type="checkbox"/> 入院しても、すぐに帰ってしまう <input type="checkbox"/> 面会や電話での問い合わせがほとんどできない <input type="checkbox"/> 面会は短時間で、子どもと接触しない
--	--

#### 3 他に気づいたこと

## 5. 虐待に至るおそれのある要因

資料：厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第15次報告」(抜粋)

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例58例（65人）を対象とした。

区分	第15次報告			（参考）第14次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	50(23)	8(0)	58(23)	49(18)	18(2)	67(20)
人数	52(23)	13(0)	65(23)	49(18)	28(3)	77(21)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成29年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例（7人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第14次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)	第13次報告 (平成29年8月)	第14次報告 (平成30年8月)				
	H15.7.1～ H15.12.31 (6ヵ月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3ヵ月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)	H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)	H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)				
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	116	64	43	107
人数	25	—	25	60	8	68	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128

## 6. 課題と提言

### 地方公共団体への提言

#### 1 虐待の発生予防及び早期発見

- 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化
  - 「女性健康支援センター」における専任相談員の配置促進、「子育て世代包括支援センター」の設置促進
  - 支援が必要な妊婦とする判断基準等の検討や妊婦健診未受診者の対応の徹底
  - 妊娠に関する相談や子育て相談など、予期しない妊娠をした者も含め相談しやすいよう、SNS等を活用した相談体制の整備の検討
- 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整
  - 未受診等の子どもの状況把握と、里帰り先なども含めた現に居住している場所での支援調整
- 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備
  - 要保護児童対策地域協議会等を活用した子どもの安全確認
- 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応
  - 医療機関との連携及び育児支援
- 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発
  - 体罰を含む危険な行為についての保護者への周知
  - 関係機関への知識や責務についての周知

#### 2 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

- 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
  - 要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用
- 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
  - 一時保護実施時・施設入所中から要保護児童対策地域協議会と児童相談所で情報共有することを含め、一時保護解除後・施設退所後・里親委託後に適切な支援を継続して実施
  - 保護者が家庭引取時の条件を履行しない場合等の措置の検討と毅然とした対応

#### 3 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施

- 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討

#### 4 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

- 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有
  - 複数機関の視点をもって意見交換・協議を行い認識を共有
  - 子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
  - 子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合や関係機関間のリスクの認識のずれや違和感を放置せずリスクを再評価し対応
- 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

#### 5 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

- 専門職の配置も含めた体制の充実と強化
- 適切な対応につなげるための相談技術の向上
  - 対応すべき基本的な事項について点検を実施
  - 各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

#### 6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- 検証の積極的な実施
  - 転居を繰り返す事例に対する複数の自治体による検証の実施
- 検証結果の虐待対応への活用
  - 研修等での活用により、検証結果からの学びを引き継ぐ

## 第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気になる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

### 援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第15次報告より追加した留意すべきポイント